

各種商品小売業 資料目次

資料目次

意見要旨

- ① 労働者側意見要旨
- ② 使用者側意見要旨

労働者側意見要旨提出者名簿

最低賃金名	団体等の名称 役職名及び氏名
各種商品小売業	UAゼンセン 全天満屋労働組合 中央書記長 森本 翔大

労働者側

きていないケースも想定されており、単純に人手不足が解消されたとは言い難い状況である。

これまでも繰り返し述べてきたが流通産業は、従前の相次ぐ新店の出店、営業時間・営業日の問題等から、人手不足の傾向が顕著となっていた。

特に生活必需品を取り扱う業態は今後のウィズコロナ禍でも一定の顧客需要を得ることは間違いなく、それに対応する店頭販売要員の確保の必要性は高いと考えられる。また、効率化により正社員と有期雇用社員やパートタイマー、アルバイト間の役割分担がより一層明確化され、最低賃金適用の労働者、とりわけ店頭ではたらく労働者への依存度が更に高まっていくと考えられる。人材不足は全産業に深く関連する問題だが、その中でも流通産業における不足感は予てより強い傾向にある。

こうした背景が既存社員の負担軽減や業界のイメージ向上につながらず、結果として定着率の低下・採用難に大きく影響している。

5. 上記産業別最低賃金改定の必要性について

深刻な人手不足による人材確保や定着が喫緊の課題であり、流通産業では、パートタイマーなどの非正規労働者の賃上げの動きが広がっている。UAゼンセンでは、今春のパートタイマーの賃上率が7年連続で正社員を上回った。

コロナ禍で各企業を取り巻く環境の厳しさは理解する一方で、小売業界にとって有期雇用社員やパートタイマーは、企業や店舗を運営する上で欠くことのできない存在となっている。

また、コロナ禍を経た将来、流通産業が働きやすい魅力的な職場、環境であるためには、厳しい環境においても、産業全体の継続的な発展と魅力向上を見据え、また非正規労働者の多い産業であることも踏まえると、最低賃金は引き上げていく必要がある。また、パートタイマーの収入増で世帯収入が増えれば、力強さを欠く消費の下支え要因ともなる。

加えて、現行の最低賃金水準は他の産別・隣県同産別と比較した場合、低位な状況となっており、当該産業の魅力向上の足枷となっている。また、産業内では、顧客満足の向上やより良いサービスの実現に向けてDX推進等が注目されている。こうした新たな価値観や技術に対応できる多様な人材を確保する重要性がより一層高まる可能性があり、産業間における人材確保に対する競争が生じた際にしっかりと対応するためにも最低賃金の引き上げが必要であると考えられる。

6. 5の必要性有の場合、改定に関する意見

小売業を取り巻く厳しい経営環境を理解する一方で、前述の観点から引き上げを行う必要がある。水準決定に当たっては、地賃、他県の各種商品小売業の最賃、県内他産業の水準を参考指標に置きつつ判断する。

以 上

使用者側意見要旨提出者名簿

最低賃金名	団体等の名称 役職名及び氏名
各種商品小売業	(株)天満屋 人事・総務執行役員 榎野 博通

2022年9月12日

2022年各種商品小売業(特定最賃)についての意見要旨

1. 事業所の名称

株式会社天満屋

意見発表者

役職 人事・総務執行役員

氏名 榎野 博通

2. 経済情勢と今後の見通し

岡山県の県内景気は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも持ち直しつつあるとされている。個人消費は、持ち直しを続けているとの状況であるが、百貨店・スーパーの売上については、外出機会の増加に伴う来店客が増加し、衣料品などが改善しているものの改善ペースが鈍化している。

円高やロシアのウクライナ侵攻の影響等により原材料費や電力費の高騰している。一般消費者に最も身近な存在である小売業においては、商品・サービスへの価格転嫁が困難、または時間がかかることから、企業経営に及ぼす影響は大きい状況である。

中四国百貨店協会の発表によると、2022年1月～6月までの岡山県下の百貨店売上高は、前年実績は超えているものの、コロナ前と対比すると80%程度に留まるなど状況は改善しておらず、今後の見通しについても極めて不透明な状況にある。

3. 小売業の雇用情勢

直近2022年7月の岡山県の有効求人倍率は1.56倍となり前月を超えた。7月の卸・小売業の新規求人数は前年同月と比べ12%増となっている。

4. 特定最賃の必要性

地域別最賃の大幅な引き上げにより、特定最賃の優位性が失われ、特定最賃の改定を行わない事例が全国で増えている。中でも比較的金額が低い「各種商品小売業」、「百貨店・総合スーパー」の特定最賃については、その傾向が一層顕著になっている。岡山県においても例外ではなく、地域別最賃に委ねるタイミングを検討する時期に来ていると認識している。

小売業においては、特定最賃に近い時間給で勤務する従業員が多く、特定最賃の改定が人件費に及ぼす影響は年々大きくなっている。成果配分やモチベーションの向上に振り分ける原資への影響が少なからず出てきており、従業員の不満につながる可能性も憂慮される。

コロナ禍に関係なく、小売業における公正競争の観点から、各種商品小売業の枠組みは大きな矛盾を含んでいる。仮に食品を販売している小売業を取り出してみても、百貨店・総合スーパー・食品スーパー・ドラッグストア・ホームセンター・コンビニエンスストアなど様々な業種が販売を行っており、各種商品小売業とそれ以外で最低賃金が違うことに妥当な理由は見当たらない。

5. 結論

以上のことから、本年度より各種商品小売業の特定最賃の改定は行わず、地域別最低賃金に委ねることが妥当であると考えます。

以上